

東急不動産株式会社「(仮称)福島飯舘風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和4年12月22日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)福島飯舘風力発電事業計画段階環境配慮書」について、東急不動産株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：福島県伊達郡川俣町、双葉郡浪江町及び相馬郡飯舘村
- ・原動力の種類：風力(陸上)
- ・出力：最大126,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和4年 9月26日
環境大臣意見受理	令和4年12月12日
経済産業大臣意見	令和4年12月22日

問合せ先：電力安全課 長尾、須之内
電話03-3501-1742(直通)

東急不動産株式会社「(仮称)福島飯舘風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(4) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(5) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

今後の更なる事業計画の検討及び実施に当たっては、復興計画等を踏まえるとともに、地元の地方公共団体を含む関係機関等と十分に協議及び調整を行い、避難中の住民を含む、住民への説明や意見の聴取等の関与の機会の確保についても十全を期すること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在しており、そのうち複数の方向から風車の影響を受ける可能性がある住居も存在し、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境の保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）に加え、専門家等からの助言及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取ること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在しており、そのうち複数の方向から風車の影響を受ける可能性がある住居も存在していることから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、複数の住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 一般環境中の放射性物質

本事業の実施により、土地の改変、森林の伐採、工事用資材等の搬出入等を行った場合、放射性物質を含む粉じんの飛散又は降雨等による表土の流出のおそれがある。このため、今後の更なる事業計画の検討及び実施に当たっては、「環境影響評価技術ガイド（放射性物質）」（平成 27 年 3 月環境省）等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、放射性物質の拡散・流出を回避又は極力低減すること。

その上で、土地の改変や森林の伐採等に伴う残土及び廃棄物の発生が極力抑制されるよう環境保全措置をあらかじめ検討するとともに、残土及び廃棄物が発生する場合には、その処理計画をあらかじめ明らかにすること。

(4) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋、上水道等の取水地点、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき指定された水源かん養保安林等が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響に関する適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、河川、沢筋及び取水地点からの距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池の設置等を行い、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 鳥類に対する影響

想定区域の周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ等の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突や移動の阻害等による鳥類への影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、サシバ、ノスリ等の渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 6 回・第 7 回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたヨシクラス、アブラツツジーイヌブナ群集、イヌシデーアカシデ群落等の植生、森林法に基づき指定された水源かん養保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の

検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域及びその周辺には、「戦山」、「長泥の桜」、「マキバノハナヅノ」等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、本事業の実施に伴う直接改変による影響のほか、工事中及び稼働時の騒音、風車の影、景観変化等による当該人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用状況等を把握した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。